

予算常任委員会

平成20年11月25日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎木澤 正男

○浦野 圭司

宮崎 和彦

伴 吉晴

嶋田 善行

木田 守彦

中川議長

2. 理事者出席者

副 町 長 芳村 是

総 務 部 長 池田 善紀

総 務 課 長 佐藤 滋生

企画財政課長 面卷 昭男

税 務 課 長 山崎 善之

住民生活部長 西本 喜一

福 祉 課 長 西川 肇

国保医療課長 植村 俊彦

住 民 課 清水 昭雄

都市建設部長 清水 建也

建 設 課 長 加藤 保幸

上下水道部長 谷口 裕司

上 水 道 課 長 佃田 真規

教委総務課長 野崎 一也

生涯学習課長 清水 修一

会 計 管 理 者 浦口 隆

3. 会議の書記

議会事務局長 藤原 伸宏

同 係 長 峯川 敏明

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 木田委員、浦野委員

委員長

おはようございます。全委員出席されておりますので、ただいまより、予算常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

はじめに、副町長の挨拶をお受けいたします。 芳村副町長。

（ 副町長挨拶 ）

委員長

それでは、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、木田委員、浦野委員のお二人を指名いたします。両委員にはよろしくお願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておるとおりでございます。

初めに、1. 継続審査の（1）予算補正を必要とする事務事業についてを議題といたします。これにつきましては、12月定例会に提案を予定しております一般会計及び各特別会計にかかる補正予算について、あらかじめ説明をお受けしてまいりたいと思います。

まず初めに、①平成20年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）について、理事者の報告を求めます。

面卷企画財政課長。

企画財政
課長

それでは、12月町議会定例会に付議予定の平成20年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）につきましてご説明を申し上げます。

お手元の資料1をご覧くださいませでしょうか。

本補正予算の内容についてでございますが、表の一番下の計欄の右側をご覧くださいませでしょうか。

本補正予算は、既定の歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ3,893万9千円を減額いたしまして、歳入歳出それぞれ78億8,85

3万6千円とするものでございます。

はじめに、歳入予算の補正についてでございます。

第1款町税では、町民法人税で、アメリカのサブプライムローン問題に端を発しました世界的な金融危機による経済状況の悪化により、各法人の業績が悪化することが見込まれるため、1,000万円の減額補正をお願いしております。

また、たばこ税では、10月末の実績を見るなかで、3,500万円の減額補正をお願いしております。

次に、第4款配当割交付金では、法人町民税と同じく、世界的な金融危機による株価等の暴落により、大きく減収すると国・県で見込んでおられることから10月末の実績を見るなかで、1,500万円の減額補正をお願いしております。

次に、第7款ゴルフ場利用税交付金では、現在の経済状況から利用者が減少する傾向にあることから、300万円の減額補正をお願いしております。

次に、第9款地方特例交付金では、地方税等減収補てん臨時交付金で、地方税等の一部を改正する法律が平成20年4月1日以後に公布されたことにより生じた、自動車取得税交付金及び地方道路譲与税の減収分を補てんするため、自動車取得税減収補てん臨時交付金及び地方道路譲与税減収補てん臨時交付金が創設されました。

これにより、自動車取得税減収補てん臨時交付金で107万6千円、地方道路譲与税減収補てん臨時交付金で29万5千円、あわせて137万1千円の追加補正をお願いしております。

次に、第10款地方交付税では、地方税等減収補てん臨時交付金の創設により、普通交付税の再算定が国によって行われました。このことにより、388万円の増額補正をお願いしております。

次に、第14款国庫支出金では、民生費国庫負担金で、児童手当の交付見込みが全体として当初見込みを上回ることから、被用者児童手当負担金38万4千円のほか4負担金、あわせて41万7千円の増額補正をお願いしております。

また、障害者自立支援法に基づく介護給付等の給付費が当初見込みを上回ることから、自立支援給付費負担金 6 2 4 万 9 千円の増額補正をお願いしております。

教育費国庫補助金では、私立幼稚園就園奨励事業において、認定を行った結果、当初見込を超える認定状況となりましたことから、幼稚園就園奨励費補助金 4 7 万 8 千円の増額補正をお願いしております。

また、総務費国庫補助金では、本年 8 月 2 9 日決定の「安心実現のための緊急総合対策」を受けて、国において地域活性化・緊急安心実現総合対に要する交付金が交付されることから、この交付予定額 5 1 4 万 7 千円の追加補正をお願いしております。

なお、本交付金の活用につきましては、9 月町議会定例会で予算補正をお願いいたしました、小・中学校の耐震診断調査等の財源として活用してまいりたいと考えております。

次に、第 1 5 款県支出金では、民生費県負担金で、民生費国庫負担金で申し上げました理由により、被用者児童手当負担金 4 万 8 千円のほか 3 負担金、合わせまして 4 3 万 1 千円、自立支援給付費負担金 3 1 2 万 4 千円の増額補正をお願いしております。

また、民生費県補助金では、乳幼児の医療費助成が当初見込みを上回ることから、乳幼児医療費補助金 2 7 6 万 6 千円の増額補正をお願いしております。

次に、第 1 7 款寄附金では、福祉費寄附金で 3 名の方からご寄附がございましたことから、4 万円の増額補正、また、教育費寄附金では、4 名の方からのご寄附 4 万 2 千円と、1 1 月 2 日から 3 日にかけて開催いたしました、史跡藤ノ木古墳の特別公開時の募金 1 1 万 6 千円、合わせまして 1 5 万 8 千円の増額補正をお願いしております。

続きまして、裏面へ移っていただきまして、歳出予算の補正についてでございます。

本歳出予算補正では、本年 4 月に実施した人事異動等に伴う精算を行うための人件費の補正を、それぞれの費目において計上させていただいております。総額で、4, 4 5 2 万 2 千円の減額補正となっております。

ります。

また、原油高騰による影響については、最近では落ち着きを取り戻しつつあるものの、重油の消費量が多い役場庁舎、老人憩の家、公民館では燃料費の不足が生じるため、やむを得ず増額補正をお願いしております。

それでは、人件費以外の主な内容につきまして、ご説明させていただきます。

はじめに、第2款総務費では、一般管理費で、職員の育児休業等にかかる臨時職員の雇用が当初見込みを上回ることから、その賃金等所要額347万4千円の増額補正をお願いしております。

また、財産管理費では、原油高騰に伴い役場庁舎の燃料費に不足が生じることから、22万8千円の増額補正をお願いしております。

次に、第3款民生費では、社会福祉総務費で、国民健康保険事業特別会計における人件費及び出産育児一時金の予算補正に伴い、国民健康保険事業繰出金1,119万1千円の増額補正をお願いしております。

また、歳入のところで申し上げました福祉費寄附金のうち、福祉基金への積立を希望されました3万円について、増額補正をお願いしております。なお、福祉費寄附金のうち1万円につきましては、児童福祉の充実を希望されたことから、児童福祉費に充当してまいります。

老人憩の家運営費では、原油の高騰により燃料費に不足が生じますことから、50万8千円の増額補正をお願いしております。

医療対策費では、歳入のところで申し上げましたとおり、乳幼児の医療費助成が当初見込みを上回ることから、その所要額591万7千円の増額補正をお願いしております。

障害福祉費では、これにつきましても歳入のところで申し上げましたとおり、障害者自立支援法に基づく介護給付等の給付費が当初の見込みを上回ることから、その所要額1,249万9千円の増額補正をお願いしております。

介護保険事業繰出費では、介護保険事業特別会計における人件費の予算補正に伴い、職員給与費繰出金 2 6 0 万 1 千円の減額補正をお願いしております。

児童手当費では、児童手当の交付見込みが当初の見込みを上回ることから、その所要額 1 2 8 万円の増額補正をお願いしております。また、保育園費では、職員の産休代替等に係る臨時保育士の雇用が当初見込みを上回ることから、その賃金等所要額 3 3 8 万 9 千円の増額補正をお願いしております。

次に、第 7 款土木費では、公共下水道費で、公共下水道事業特別会計における人件費の予算補正に伴い、公共下水道事業特別会計繰出金 9 5 7 万円の減額補正をお願いしております。

次に、第 8 款消防費では、消防施設費で、消防施設整備事業等補助金につきまして、当初を上回るご要望がございましたことから、その所要額 3 5 万 8 千円の増額補正をお願いしております。

次に、第 9 款教育費では、私立学校振興費で、歳入のところで申し上げましたとおり、私立幼稚園就園奨励事業の認定者数が当初見込みを上回りましたことから、その所要額 1 4 3 万 3 千円の増額補正をお願いしております。

幼稚園費では、用務員の退職に伴い臨時職員を配置しましたことから、その賃金 5 8 万 5 千円の追加補正をお願いしております。

公民館費では、原油の高騰により燃料費に不足が生じますことから、1 0 1 万 3 千円の増額補正をお願いしております。

また、文化財保存費では、歳入のところで申し上げました教育費寄附金を寄附者のご意向のとおり、斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金へ積立てさせていただくことから、1 5 万 8 千円の増額補正をお願いしております。

最後に、第 1 2 款予備費では、今回の補正に要する財源 2 , 4 3 0 万 9 千円を充当させていただく補正をお願いしております。

以上、簡単ではございますが、平成 2 0 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 5 号）につきましてのご説明とさせていただきます。よろしくお

願いを申し上げます。

委員長

報告が終了しましたので、質疑をお受けいたします。
伴委員。

伴委員

歳出の方なんです、役場庁舎の維持管理で22万8千円、老人憩いの家の維持管理で50万8千円、公民館で101万3千円ですか、これやっぱりこの比率でたぶん燃料を使っておられると思うんですが、やはり役場に比べると、やはり公民館、老人憩いの家かかっているという印象があるんですが、役場の方が非常に節約に心がけておられて、他のところはまだそこまでいってないんじゃないかなというような気がするんですが、そのあたりはどうですか。

企画財政
課長

それぞれの施設につきましては、これまでの執行量、今後の執行量をみる中で補正をさせていただいております。執行量につきましては、燃料の量につきましては、当初予算で積算いたしました見込量とほぼ変わりなく補正させていただいているところでございます。また公民館につきましては、夜間の方も開館させていただいておりますので、役場庁舎と比べれば量の方は当初から多くなっている状況でございます。以上でございます。

伴委員

ということは、これはちょっと手立ての方法が、これ燃料を節約していく方法っていうのは考えられないということなんですかね。

企画財政
課長

燃料費の節約、節減につきましては、第1に来られる方の、利用される方の適正な管理というか、そういった面を重視させていただきまして、切れば確かに燃料の量の方は節減されるんですけども、来られる方のサービスの部分も含めまして、その中を十分に総合的に勘案した中で、今後におきましても節減、節約に努めてまいりたいと考えております。

伴委員	今、公民館のお話をお聞きしましたがけれども、憩の家なんかはどうなるわけですか。
企画財政課長	憩の家につきましては重油、ボイラーの方も焚いておりますんで、お風呂沸かす時の、そういった部分でも使用しておりますんで、一概に室内の暖房だけではございませんので、そういった意味で庁舎と比べれば特殊的な要因があるのかなと考えているところでございます。
委員長	他にございませんでしょうか。 木田委員。
木田委員	1番の町税の中のたばこ税がね、3,500万の減収、減額ということなんですけど。これおそらくカード化になってこんだけ少のうなったん違うのかなとは思いますがねんけど。コンビニでものすごい売れてるいうねんけど、コンビニで売れた分は町には入ってこないんですかな、それについては。どういうことになってんのか、税の仕組みっちゅうんかね、それを教えていただきたいと思います。
税務課長	確かにタスポ導入によりまして、自販機による販売量は著しく減少しております。その分、お見込みのとおりコンビニエンスストア等での店頭販売が増加しておるわけなんですけど、いわゆるコンビニエンスストアの仕入れ自体は主にフランチャイズの形態をとっております、その関係で当初に、いわゆる仕入れを統括しているような営業所がございませんので、納税地の関係でイコールとなっていないということでございます。ですから、例えばコンビニエンスストアいろいろあるんですけども、その仕入れ地が生駒であるとか奈良市でその統括本部があったらそこが納税地になりますんで、イコールにはね返ってこないという関係でございます。
木田委員	ということはですね、これからもずっとこの減収は続くと見ていい

んかな。これもう今回限りやなしに、これからそういうことになったらその総括本部っちゅうんか、それが移動しない限りはこのような状態がずっと続くと、そういうふうに理解してよろしいんかな。

税務課長 このカードの普及が進まない限り、減収の傾向は続くと考えております。

委員長 嶋田委員。

嶋田委員 私立学校振興費なんですけども、幼稚園の奨励金ですね。これ町営の幼稚園はまだ空きがあると考えていいんですかね。それとも筒いっぱい。

教委総務課長 幼稚園の定員でございますね、定員については今のところ空き状況はございます。

嶋田委員 公営の幼稚園、町立の幼稚園がもう筒いっぱい、待機児童があるがために私立の幼稚園へ行かれるということであればね、奨励金というのは必要で、今までそれで出しておられたと思うんですけど、町営の幼稚園がまだ空きがあるということであればね、この私立幼稚園の就園の奨励金というのは見直す時期にきてるんじゃないかなと、廃止せえといってるのではありません。見直す時期にきてるんじゃないかなと思いますんで、そこらへん時間をかけてですね、検討していただければいいのではないかなと思います。

教委総務課長 今のご質問でございますけれども、本年度から町立幼稚園の入園料と保育料についても金額上げさせていただきました。そういった状況で国の補助事業の就園奨励事業でございますこの金額につきましても、国の補助単価につきましても19年度と据置くといい形で据え置きもさせていただきながら、それと公立幼稚園と私立幼稚園の格差を是

正するために、そういった国の補助基準額についても抑えてっていう形で今、その方についても進めてまいっている状況でもございますので、その辺もご理解願いたいと思います。

委員長 すいません。ちょっと関連してお聞きするんですけど。これ私立の方は増えてるということですからけれども、町立の方の幼稚園募集はもう終わってると思うんですけども、昨年度と比べてはどういう状況なんでしょうか。 野崎教育委員会総務課長。

教委総務課長 来年度の入園状況ということでご理解お願いしたいと思いますけれども。斑鳩幼稚園につきましても、当初と比べますと若干増えております。クラスについては2クラスということで変わりはございません。今は3歳児のことで申し上げておりますけれども、西幼稚園につきましても2クラスということで、定員も増減につきましては若干の増減はありますけれども、変わりはございません。それから東幼稚園につきましても同じく2クラスという形で、正式な数字はまだちょっと出ておりませんが、34名ぐらいということで、クラス数については変わりございません。全体的に言いますと、園児数につきましては若干ですけれども、増加の傾向にあるということでございます。

委員長 他にございませんか。

（ な し ）

委員長 そうしましたら、これをもって質疑を終結いたします。
本件については、あらかじめ説明を受けたということで終わっておきたいと思います。

次に、②平成20年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。理事者の報告を求めます。

植村国保医療課長。

国保医療
課長

それでは、平成20年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、説明申し上げます。

今回の補正の主な内容は、人事異動等に伴います人件費、制度改正に伴います電算システムの改修経費、分娩人数の増加に伴います出産育児一時金の増加に係ります補正をお願いするものでございます。

それでは具体的な内容につきまして、資料2に基づいてご説明申し上げます。

まず下段の歳出からご説明いたします。第1款、総務費であります。

まず人件費所要額といたしまして、人事異動等に伴いますもので、769万1千円の増額をお願いするものでございます。

次に、一般管理費の一般管理内部事務でございますが、70歳から74歳の自己負担凍結の延長、また所得判定変更等に伴います電算システムの改修にかかります経費、15万8千円の増額をお願いするものでございます。

次に、第2款の保険給付費でございます。分娩人数の増加に伴います出産育児一時金としまして、525万円の増額をお願いするものでございます。

次に上段の歳入を説明いたします。

第2款の、国庫支出金でございます。35万2千円の増額でございます。歳出で説明いたしました電算システムの改修に係る経費の補助、及び受給者証の再交付の経費など、当初予算で計上済みのものに対しましても、補助金が出ることになりましたことから、高齢者医療制度円滑導入事業費補助金として35万2千円の受け入れを行うものでございます。

次に第8款繰入金でございます。一般会計からの繰入金です。

まず、職員給与費繰入金につきましては、歳出の人件費所要額に係る分といたしまして769万1千円の増額をお願いするものでございます。また、出産育児一時金の繰入金でございますが、出産育児一時金のうち、2/3は一般会計で負担することとなっているため、その分

といたしまして、３５０万円の増額をお願いするものでございます。

最後に第１０款、諸収入の雑入でございますが、ただいま説明いたしました歳入と歳出に差がございまして１５５万６千円の増額をお願いするものでございます。

以上で、簡単ではございますが平成２０年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）についての説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
伴委員。

伴委員 すいません。出産育児一時金なんですが、これはあとの１／３は国民保険の特別会計から支出されるということなんですね。

国保医療 特別会計からは全額が出るんですけども、その財源の内訳としまして２／３は一般会計から繰り入れ分、１／３は国民健康保険税から出すということでございます。

委員長 他にございませんか。

（ な し ）

委員長 そうしましたら、これをもちまして質疑を終結いたします。
本件については、あらかじめ説明を受けたということで終わっておきたいと思います。

次に、③平成２０年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）についてを議題といたします。理事者の報告を求めます。

谷口上下水道部長。

上下水道 それでは、平成２０年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第

部長

2号)についてご説明をさせていただきます。

恐れいりますが、お手元資料の3をご覧くださいませでしょうか。

既定の歳入歳出予算の総額から957万円を減額いたしまして、歳入歳出総額それぞれ歳入歳出それぞれに、15億8,543万円とするもので、主な内容といたしましては、人事異動に伴う人件費の減額により減額補正をお願いするものでございます。

それでは、詳細についてご説明をさせていただきます。

まず、歳入につきましては、第4款繰入金で、現行予算額3億3,632万5千円から957万円を減額し、3億2,675万5千円にするものでございます。次に、歳出でございます。第1款公共下水道費で、人件費所要額でございますが、957万円の減額をお願いするものでございます。主に内容といたしましては、給料、職員手当、共済費、職員退職金手当組合等でございます。

以上、12月議会定例会に上程を予定いたしております平成20年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。以上です。

委員長

報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

中川議長。

議長

これ給与の歳出が減ったということは、職員さんが減ったと考えたらいいのか、給与が下がったと考えたらいいのかどちらですか。

上下水道
部長

大きくは職員が減ったということでございます。もともと管理係1名と事業係1名が移動いたしまして、替わりまして新たに事業係1名が入ってきたということで、実質1名減ということでございます。

議長

今、下水道課として何名で事業されてまんねんやろ。

上下水道

私を含めまして6名、実質正職といたしましては、私を含めまして

部長 6名で作業しておりますが、一応管理係といたしましてアルバイト、臨時職1名、女性に来ていただいております。そして事業係といたしまして、技術管理員といたしまして、民間から1名派遣いただいております。以上です。

議長 補正予算っていうことの議論なんで、これ以上申しませんが、また次の機会にお聞かせいただきたいと思います。

委員長 せっかく人件費のところなんで、今年に入ってから接続ミスなんかもあってね、その点も指摘されてましたけども、公共下水道事業進めていくにあたって、もともと下水道課の方の人員大丈夫ですかっていう心配もあったかと思うんです。そんな中でね、今年の4月で1名減っているという状況ですけども、接続確認なんかもしっかりしていただくっていう意味も含めましてね、今の時点で来年度に向けて、体制についてはどういうふうに考えてはるんかね、ちょっと今の段階のお考えだけお聞きしておきたいと思います。

総務部長 来年の体制につきましては、今ここで申し上げるまでの検討は行っておりませんので、総合的に判断いたしまして、役場職員の総人数、一般職員の、それらと各課の仕事量に合わせて各課における人員配置を行ってまいりたいと考えております。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 そうしましたら、これをもって質疑を終結いたします。
次に、④平成20年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。理事者の報告を求めます。
西川福祉課長。

福祉課長 平成20年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

まず内容につきましては、介護保険事業の一般管理内部事務におきまして、4月の人事異動に伴います人件費の減額によりまして、歳入においては一般会計繰入金、歳出におきましては職員の給料、職員手当等、共済費、負担金補助金等の減額補正であります。それではお手元の資料4によりまして、ご説明させていただきますのでよろしくお願い致します。

まず、下の段の歳出からご説明申し上げます。第1款総務費のうち総務管理費、一般管理費におきまして人事異動によりまして、その影響によりまして給料、職員手当等、共済費等が余ることになりまして、給料、職員手当等の合計260万1千円を減額するものでございます。人事異動によりまして職員4人配置しておりますが、そのうち2名、職員人事異動によって替わったことによります給料の差額等でございます。次に歳入であります。第8款繰入金としまして、一般会計繰入金におきまして、歳出補正で説明しましたように給料等で減額となったことから、職員給与費繰入金におきまして260万1千円を減額するものでございます。以上簡単ではございますが、平成20年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてのご説明とさせていただきます。よろしくお願い致します。

委員長 報告が終了しましたので、質疑をお受けいたします。
ございませんか。 中川議長。

議長 先ほどの公共下水道の補正予算は1名減で957万でっかな。今度2名減で260万減るやっぱりだいぶその人によってこんだけの差はでまんの。

福祉課長 もう少し詳しく説明させていただきますと、職員4人配置しており

まして、その内人事異動で2名が職員交替になったということでございまして、4名は変わりございませんので、その差額でございます。

委員長

他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長

そうしましたら、これをもちまして質疑を終結いたします。

本件についてはあらかじめ説明を受けたということで終わっておきます。

次に、⑤平成20年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。理事者の報告を求めます。

植村国保医療課長。

国保医療
課長

それでは、平成20年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正の内容は、制度改正に伴います電算システムの改修経費に係るものでございます。

それでは補正の内容につきまして、資料5に基づきましてご説明を申し上げます。

まず歳出からご説明いたします。下段の歳出でございますが、第1款の総務費で252万円の増額をお願いするものでございます。

これは、平成21年度以降の後期高齢者医療の保険料の軽減措置等の特別対策に対応するためのものであります。

その主な内容といたしましては、保険料の均等割額、今年度7割軽減対象者の一部を来年度は9割軽減とすること、あるいは、低所得の方の保険料の所得割額を50パーセント軽減するということ。また事業所などの被用者保険の被扶養者だった人の保険料を9割軽減しておりますが、それを継続していくということ等でございます。

次に上段の歳入でございます。

国庫支出金いたしまして、２５２万円の増額をお願いするものでございます。歳出の電算システム改修に係る経費の補助金といたしまして、高齢者医療制度円滑導入事業費補助金を受け入れるものでございまして、１００パーセントの補助を予定しております。

以上で平成２０年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）についての説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので質疑をお受けいたします。ございませんか。
嶋田委員。

嶋田委員 確認のためにお聞きしますけども。この国庫支出金２５２万円あって電算機の改修に使われるわけなんですね。この後期高齢者で、名前がつけば反対される方いらっしゃいますんでね、そこら辺の確認だけしときたいと思ひまして。はい、わかりました。

国保医療課長 今回は国によります制度改正ということがございまして、それに係る市町村の事務経費、特にこの電算システムに関する経費は、１００パーセント国庫でまかなうということでございます。

委員長 すいません。ちょっとね、軽減施策の延長ということで、これはいいことやと思うんですけども、もともとこれの財源、国の方で改正されてその財源がどうなるんやっていうことで明確になってなかったという心配があったと思うんですけども。さらに延長されるっていうことも含めて、国の方の財源っていうのは示されているんでしょうかね。

国保医療課長 保険料とか負担金の軽減につきましてのその財源につきましても、すでに広域連合の方に対してですけども、国庫でまかなうということが決定しております。

委員長

他にございませんか。よろしいですか。

(な し)

委員長

そうしましたら、これをもって質疑を終結いたします。

本件については、あらかじめ説明を受けたということで終わっております。

次に、⑥平成20年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。理事者の報告を求めます。

佃田上水道課長。

上水道課
長

それでは、12月定例議会に上程を予定いたしております平成20年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明させていただきます。

お手元の資料6をご覧くださいませでしょうか。

まず収益的支出で、水道事業費用7億7,205万8千円から231万5千円減額の7億6,974万3千円にお願いするものであります。4月の人事異動等に伴います人件費の減額であり、その内訳といたしましては、原水及び浄水費で17万7千円の減額、配水及び給水費で112万9千円の減額、総係費で100万9千円の減額であります。

次に裏面をお願いいたします。資本的収入で企業債の限度額の増額をお願いするものでございます。本年度から取り掛かっております、並松から目安までの老朽管更新事業に係ります本年度施工分の三代川にかかっております水管橋取替工事も、県と協議する中で起債対象として認められましたことから、限度額を4,600万円から1,400万円増額の6千万円にお願いするものであります。

以上、簡単ではございますが、12月議会定例会に上程を予定いたしております、平成20年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第1号）についてのご説明とさせていただきます。

委員長 報告が終了しましたので、質疑をお受けいたします。
ございませんか。

(な し)

委員長 それでは、これをもって質疑を終結いたします。
本件については、あらかじめ説明を受けたということで終わっております。

次に、２．その他についてを議題といたします。

まず、初めに、前回の委員会で委員からご質問のありました、世帯分離の件について、ご報告をいただけるということですので、報告をお願いしたいと思います。

西本住民生活部長。

住民生活 部長 前回、木田委員より住民基本台帳法で夫婦間で世帯分離をすれば、後期高齢者医療保険が夫婦でより安くなるケースがあるということが、それに関係いたしまして夫婦が同じ家に住んでいて台所等を別にしておけば世帯分離になるケースは斑鳩町ではあるのかというご質問があったところでございます。前回の委員会ではそういったケースにつきましては町の方では実態は把握していない、同じ住所であれば１つの世帯というのが通常であるという、私の方から答弁をさせていただいたところでございますが、その後委員長より、町として夫婦間の世帯分離の申請があった時にはどのように対応しているのか、またその対応についての法令上の根拠はなにかということをお伺いしました。そういったことにおきましてこれから町の夫婦間の世帯分離の申請があった時の対応、それからその法令上の根拠につきましてご説明を申し上げます。まず夫婦間の世帯分離につきましては住所が同一であれば町といたしましては世帯分離を行わないことにいたしてきております。また、法令上

の根拠は総務省からの行政通達、行政指導が住民記録の実務、日本加除出版により出ておりまして、同一の住所地で生活している夫婦につきましては、生計が別であっても民法上で夫婦間には協力扶助義務が求められていることから、同一世帯として取り扱うべきであると指導が、通達がされております。そのため、当町では行政通達、行政指導に基づきまして同じ住所地でのご夫婦間の世帯分離については、その問合せや申請等があった場合にはその旨をご説明し、世帯分離を行わないことといたしております。ちなみに民法上での夫婦間における協力扶助義務といいますのは、民法第752条同居協力扶助の義務、条文は夫婦は同居し、互いに協力し扶助しなければならないとこのようになっております。以上を根拠といたしまして世帯分離を行わないということで住民の方にご説明をしてきているところでございます。以上でございます。

委員長

前回、私の方からお願いをして、そういう形で報告をいただきましたけれども。今、国の方からの通達指導で、そういう対応ね、根拠としてされているということですけども。後期高齢者医療制度が始まって、夫婦間でも別の保険に入ってしまった人なんかの対応については、擬制世帯については、世帯主としてこれは世帯分離がそこはできるっていうふうに考えていいんですかね。

国保医療
課長

国民健康保険の場合も原則としては、住民票上の世帯をもって1つの世帯構成をします。ただ、当然同じ世帯の中には国民健康保険以外の保険に入っておられる方もおられます。後期高齢者医療制度もそうですし、会社の健康保険もそうです。ですから一般的には国民健康保険の世帯といいますのは、住民票上の同一世帯で国保加入者だけで1つの世帯を持つということになります。ただ、ご承知のように国民健康保険税は世帯主に課税するということになっております。世帯個々ではなくて世帯主に代表して課税するということになっております。その場合の世帯主は国保加入者でなくてもいいということになっており

ます。それが委員長おっしゃいました擬制世帯というものでございまして、国民健康保険加入者でない世帯主に課税をするというものでございます。ただこの場合におきましては、健康保険税を算定する際におきましては当然擬制世帯の方の所得であるとか、資産であるとかいうことはもちろん算定の中には入れません。それで国保の場合はですね、必ずしも住民票上の世帯に拘束されるということではないということの一部でございます。どういうことか言いますと、例えば住民票上の世帯主が現実問題として、国保税の担税力、国保税を納めていただくそういう負担力がない場合には、国保独自として国民健康保険の世帯主を別に設けることができるということになっているということでございます。

委員長

まあ制度が変わってきてまして、いろんな対応が難しくなっていると、その中でももちろん法に基づいては対応していかなければいけないんですけれども。私も具体的に相談受けているわけではないんですけれども、個々によって保険料の負担なんかもいろいろなんて言うんでうかね、町の方にも相談に来られるケースがこれから増えてくるというふうに思うんですね、一応法の根拠っていうのがありますけれども、もちろん職員さんの皆さん、丁寧に対応いただいていると思いますけれども、画一的にね、機械的に対応されないようにね、これはお願いだけしておきたいと思います。

他にございませんか。今の報告を受けたことについて。

伴委員。

伴委員

ちょっと私わかりませんねんけど、今の報告で。もし高齢の夫婦の方が後期高齢者の保険料安くするために離婚して軽ならへんのかなというようなことの、まあこういう婚姻関係を内縁関係にしようかと、こういうふうなケース場合はどないなりまんねやろな。

住民課長

今の質問では離婚なさいますと、夫婦関係は崩れますので世帯主と

妻であったのが離婚なさいますと、世帯主と同居人ということになりますので、世帯は別々になりますね。世帯というのは結局別々の世帯、夫婦関係でしたらあれなんですけども、離婚なさって別々となれば別けると。

伴委員 ということは一緒に、今までどおり一緒に生活をして離婚届を出していれば軽くなるというようなケースは起こりうるということですか。

住民課長 離婚までなさるのがええんか、それはありますけれど。それは別々になりますので、それはまあ。

委員長 他に、この件について質疑等ございませんか。よろしいですか。

(な し)

委員長 そしたら、これ以外の部分について、その他のことで委員皆さんから質疑、ご意見等、ございましたらお受けしたいと思います。
 ございませんか。

(な し)

委員長 そうしましたら、その他についてもこれをもって終了いたします。
 これをもって、本日の案件についてはすべて終了いたしました。
 なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任
 いただきたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。
 それでは、閉会にあたり副町長の挨拶をお受けします。

(副町長挨拶)

委員長

これをもって予算常任委員会を閉会いたします。
どうもお疲れ様でした。

(午前 9 時 5 4 分 閉会)